

一般財団法人日本エステティック試験センター  
新型コロナウイルス感染症対策に関する誓約について (2021.04)

一般財団法人日本エステティック試験センターでは、一般試験会場で行うエステティシャンセンター試験及び、技術力確認試験の開催に関して、受験者様並びに運営スタッフの安全と安心を最優先に考え、下記の対応とさせていただきます。内容をご理解いただき、遵守いただく誓約書のご提出をお願いすると共に、当試験センターの取り組みについてのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【当試験センターの対応について】

- ◆試験会場に於ける「3密」の回避：①密閉⇒空気の換気 ②密集⇒身体的距離の確保 ③密接⇒対面を避ける
- ◆試験会場の設置品：非接触式検温器・消毒液(アルコール) ◆スタッフの体調管理 ◆マスクの着用

1. 下記に該当する場合は受験することができません。

- ・過去に新型コロナウイルスに感染し、感染症陰性結果が出てから2週間以上経過していない場合
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
- ・過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- ・過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症クラスター(集団感染)が発生したとされる場所を訪れた方

2. 下記に該当する方は、試験会場への入室をお断りいたします。

- ・会場入口にてマスクを着用していない場合
- ・会場入口にて手指消毒をしない場合  
※アルコールが合わない方は代替の消毒剤をご持参の上その旨をお申し出ください
- ・会場入口での検温で37.5℃以上の発熱がある場合 (※検温は現地での判定を優先いたします)
- ・咳・咽頭痛・息苦しさ等の症状がある場合
- ・体調が優れない場合(味覚・臭覚以上、疲労感や倦怠感を強く感じるなど)

3. 教室内では以下を遵守いただきます

- ・マスクの着用
- ・大声で話さない
- ・人との間隔を最低1m、若しくは2m確保するよう努める

4. 試験終了後について

- ・試験終了後に、上記2に記載されている体調不良等が生じた場合は、当試験センター事務局宛てにご連絡ください。
- ・受験者の関係者に感染者が存在することが判明した場合は、試験の終了後においても当センターよりのご連絡及び、法や条例等に従い当センターと国または、自治体の行政機関等との間で、皆様の受験に関する情報を提供する可能性が有ることをご了承ください。

誓約書

私は一般財団法人日本エステティック試験センターが定める上記の内容を遵守することを誓約いたします。  
また、これらの内容に反すると貴センターが判断された場合には、その判断に異を唱えることはいたしません。

20 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_